

きりん居宅介護支援事業所重要事項説明書
(令和7年9月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 きりん居宅介護支援事業所
- ・開設年月日 平成11年8月31日
- ・所在地 佐賀市久保泉町大字上和泉 2232-1
- ・電話番号 0952-98-2655・ファックス番号 0952-98-2816
- ・管理者名 瀧 久則
- ・介護保険指定番号 4150180042

(2) 居宅介護支援事業所の目的と運営方針

居宅介護支援事業は、要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

事業の運営に当たっては、市町村等保険者、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

(3) 事業所の職員体制

管理者 ・・・ 1名

介護支援専門員 ・・・ 1名以上

2. サービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 要介護認定にかかる援助
- ③ 給付管理表の作成
- ④ その他相談、助言等

3. 要望及び苦情等の相談

- 1 利用者および主たる介護者は、当事業所が提供する居宅介護支援サービスに疑問や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、苦情担当者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者等に文書で報告します。
- 2 当事業所は利用者等から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者等に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

4. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していない（法令で定められていないため）

5. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。